

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

令和6年1月19日 午後1時30分～午後2時9分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 成川 幸太郎
副委員長 石野田 浩
委員 井上 勝博
委員 下園 政喜
委員 森 満 晃

委員 落口 久光
委員 阿久根 憲造
委員 坂口 正幸
委員 山中 真由美

○欠席委員（1人）

委員 川添 公貴

○その他の議員（2人）

議員 大田黒 博

議員 森 永 靖子

○説明のための出席者

未来政策部長 古川 英利
市民安全部長 上戸 理志
市民安全部次長 遠矢 一星

防災安全課長 森山 勝男
原子力安全室長 宮田 高敬

○事務局職員

議会事務局長 田代 健一
議事調査課長 久米 道秋

課長代理兼議事グループ長 上川 雄之
議事グループ員 今吉 聖人

○審査事件等

1 調査事項

- (1) 川内原子力発電所の運転状況について
- (2) 令和5年度鹿児島県原子力防災訓練について

2 原子力防災訓練の現地視察について

△開 会

○委員長（成川幸太郎） それでは、ただいまから、川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。

現在、2名から傍聴の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申出がある場合にも、随時許可します。

△川内原子力発電所の運転状況について

○委員長（成川幸太郎） それでは、川内原子力発電所の運転状況についてを議題とします。

まず、当局に説明を求めます。

○原子力安全室長（宮田高敬） それでは、調査事項（１）の、川内原子力発電所の運転状況について御説明いたしますので、資料１、川内原子力発電所の運転状況を御準備ください。

まず１ページの、運転状況及び発電実績についてですが、１号機につきましては、上段に記載のとおり、令和５年５月１９日に第２７回定期検査を終了し、通常運転中でございます。

次に、発電電力量につきましては、表の下から２行目に記載のとおり、令和５年度につきましては１１月末現在で４９．８億キロワットアワー、設備利用率は９５．６％となっております。設備利用率につきましては、下の計算のとおりです。

次に、２ページを御覧ください。

２号機につきましては、上段に記載のとおり、令和５年８月１５日に第２６回定期検査を終了し、通常運転中でございます。

次に、発電電力量につきましては、表の下から２行目に記載のとおり、令和５年度につきましては１１月末現在で３９．９億キロワットアワー、設備利用率は７６．６％となっております。

次に、３ページを御覧ください。

２の放射性廃棄物の管理状況について、令和５年１１月末現在の１、２号機の合計を御説明い

たします。

まず、（１）の気体・液体廃棄物の放出量ですが、表の下から２行目、令和５年度の欄に記載してありますとおり、気体廃棄物につきましては１．５掛ける１０の９乗ベクレル、１５億ベクレル、その下に記載されてあります年間放出管理目標値１．７掛ける１０の１５乗ベクレル、１，７００兆ベクレルを大きく下回って管理されています。

その右側の液体廃棄物の放出量は、検出限界値以下となっております。

参考までに、トリチウムにつきまして、一番下に放出量の表を記載しておりますので御説明いたします。

令和５年１１月末現在の放出量は、２．２掛ける１０の１３乗ベクレル、２２兆ベクレルであり、その下に記載されてあります年間放出管理基準値１．１掛ける１０の１４乗ベクレル、１１０兆ベクレルを大きく下回って管理されております。

次に、４ページを御覧ください。

（２）の個体廃棄物の貯蔵量ですが、１１月末現在２００リットルドラム缶相当で２万７，７３４本貯蔵されており、貯蔵容量約３万７，０００本に対して貯蔵率７５％となっております。

その下には、３項としまして月別の発生量、焼却減容量、搬出量、貯蔵量を掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

次に、３の使用済燃料の貯蔵状況ですが、１１月末現在、１、２号機の合計貯蔵容量３，２２４体に対し、現在の貯蔵量は、使用済み燃料が２，３８２体で、再使用燃料が２４体、合計２，３８２体となっております。貯蔵容量に対し７４．６％となっております。

次に、４の新燃料の保管状況ですが、１１月末現在で１号機が４体、２号機が４体の合計８体を保管しております。

最後に、５のトラブル情報ですが、今回、法令に基づき、国へ報告を要する事象等はございませんでした。

○委員長（成川幸太郎） ただいま、当局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） まずお聞きしたいんですけども、１号機と２号機の発電容量が、１号機が

49.8億、2号機が39.9億ということで、1号機のほうが長く運転しているわけですから、当然と言えば当然なんですけど、一方、ちょっと、あれと思ったのが、使用済核燃料が、1号機の場合よりも2号機の場合のほうが、あと5年ですというふうな報道がされてますね。これ発電容量と使用済核燃料というのは何か比例するような気がするんだけど、そうじゃなくて、これはどういうことで2号機のほうがプールが多いのかということをお教えいただきたいんですけど。

○原子力安全室長（宮田高敬） 資料の4ページを御覧ください。4ページの3に使用済み燃料の貯蔵の状況という表がございますが、1号機、2号機それぞれ貯蔵容量が、1号機が1,868体、2号機が1,356体と、2号機のほうが容量が小さくなっております。ですので、発電実績とこの貯蔵率についてはリンクはしていないものになっています。

○委員（井上勝博） 分かりました。すみません。気づきませんでした。

しかし、この貯蔵容量が89万キロワットと出力は同じなわけなんですけども、この使用済核燃料の貯蔵容量が違うというのは、これは何か理由があるんですか。何か御存じですか。

○市民安全部次長（遠矢一星） これは、ちょっと以前、確認した事項なんですけれども、1号機と2号機では建設年次といいますか、少しずれがございます。そういった意味で、再処理工場に搬出できる見込みというのが、2号機はその後にできたわけですので、近くできるということで、最初でその容量というのが少し小さめに作られたというふうには聞いているところです。

○委員（井上勝博） 以前、管理容量という考え方が電事連のほうがあるというふうに言ったんだんですけど、何だかもうよく訳が分からなくなっちゃったんですね。管理容量は重さでやっていますよね、何トンということで。それで、ちょっと一体の重さというのは幾らぐらいなのかということをやれば、計算が出てくるかなと思っているんですけど、その重さというのは一定しているものなんですか。それともばらつきがあるものなんですか。一定していればどのぐらいなのか教えていただきたいんですけど。

○原子力安全室長（宮田高敬） 以前電事連のほうの資料で重さの数値が出てた部分があるんで

すけれども、あれがウラントン数ということで、ウランの重さになっていまして、それぞれの燃料体の1本の重さということではないというふうに認識しています。

○委員（井上勝博） ますます分からなくなってきたんですけど、分かりました。これはもうちょっと私も勉強してみますけど。

それで、昨日、九州電力のほうから、昨日、おとといですかね、知らせがあって、使用済み核燃料プールの共有化という工事をするんだという話で、ああ、そうかというふうに思ったんですけど、よく考えてみると、どういうことなんだというふうに疑問が湧いたんですね。というのは、1、2号機というのはそれぞれバラバラの使用済核燃料プールがあって、壁で隣接しているものなんですかね。その壁を取り払うということで共有化するのか、そこら辺、ちょっと詳しいことを聞いていただいていますかね。

○原子力安全室長（宮田高敬） 使用済燃料プールにつきましては、1号機、2号機、それぞれプールがございまして、それぞれでも隔離されたものとなっております。今回共有化を図るということで、1号機の使用済燃料を2号機の使用済燃料プールに入れたり、2号機の使用済燃料を1号機のプールに入れたりすることが可能となるような申請ということで伺ってます。その、それぞれの号機の使用済燃料をそれぞれの違うのほう使用済燃料プールに入れるためには、それぞれ外を通して別の号機のほうに運んで行くと。それなりの使用済燃料をそれ用の容器に入れた上で、外を通して移すということで伺っております。

○委員（井上勝博） 壁を取り払うことじゃなかったわけですね。そうすると、一旦、全部沈めているものを1回水から出すと、そのときに容器に入れて出して、それを移動するという工事をするのが今回の工事の内容だという理解でよろしいんですね。

○原子力安全室長（宮田高敬） 今回の申請につきましては、先ほど御説明しましたとおり、その使用済燃料をプール間で輸送するんですけれども、これは工事を伴わないものと伺っております。

○委員（井上勝博） 言わば水の中で全部処理しないといけないですから、水の中で容器の中に使用済み核燃料を入れて、そしてそれを水ごと取り出して、それを1号機から2号機とか2号機と

か移動するという作業になるって、そういう理解でよろしいですか。

○原子力安全室長（宮田高敬） 水ごとではないと思うんですが、それぞれの使用済燃料プールから燃料を取り出して、今、議員おっしゃったように、キャスクというものに入れて運ぶものでございます。ですので工事は伴わないということで、これまでも六ヶ所村のほうにも使用済燃料を配置して、キャスク等に入れるというような作業を行われていますので、今ある装置を使ってそのようなことをされるということで伺っております。

○委員長（成川幸太郎） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、川内原子力発電所の運転状況についてを終了します。

△令和5年度鹿児島県原子力防災訓練について

○委員長（成川幸太郎） 次に、令和5年度鹿児島県原子力防災訓練についてを議題とします。

まず、当局に説明を求めます。

○防災安全課長（森山勝男） それでは、防災安全課から、令和5年度鹿児島県原子力防災訓練について説明いたします。

それでは資料2を御覧ください。

令和5年度原子力防災訓練の概要の案で、今年度の訓練の概要を順を追って説明します。

1ページを御覧ください。

まず1、訓練日時ですが、令和6年2月10日土曜日7時から18時です。

2の主催ですが、鹿児島県薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町です。

3の訓練のポイントでは、今回の訓練の主なポイントを2つ挙げております。

1つ目に、原子力発電所で起こった事故に対し、その事故の進展に応じて、主催の鹿児島県と関係9市町がそれぞれの防災計画に基づき訓練を実施すること。

2つ目に、スマートフォンを活用の原子力防災アプリをはじめとした原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの活用主眼を置いて行いま

す。

ここからは、訓練項目ごとに訓練内容を要約して説明します。

（1）段階的避難に係る住民理解を深めるためのシナリオ訓練です。3段階にフェーズを分けて、PAZ要配慮者避難に始まり、PAZ住民避難とUPZでの屋内退避、最後にUPZの空間放射線量率に基づく住民避難を実施します。

次は、（2）警戒事態における初動対応訓練では、原子力発電所の事故状態が警戒事態となったことで、情報伝達や職員の参集、オフサイトセンター立ち上げに始まり、実動機関への派遣要請や要配慮者避難準備、要配慮者のうち避難することで健康のリスクが高まる恐れのある方が一時避難するための施設、放射線防護施設の稼働訓練を例年実施しています。

次は、（3）です。オフサイトセンター参集・運営訓練では、拡充とありますとおり、今年度から拡充訓練としてオフサイトセンターの運営と新たに完成したオフサイトセンター別館の活用、県現地本部会議の開催を新規訓練とするほか、緊急時モニタリング関連手順の確認、非常用発電機燃料供給訓練を行います。

次は、2ページ。

（4）住民等に対する広報訓練で、記載のとおり、各種ツールを使用しての広報のほか、観光客等一時滞在者を想定しての情報伝達訓練を実施します。

次は、（5）避難誘導屋内退避訓練では、避難所での屋内退避や社会福祉施設等の入所者を避難させるため、避難施設調整システムを活用して避難先の調整を実施、また、九電の訓練として九電社員による避難支援も行われます。このほか、市外への避難先へ避難する広域避難訓練、甑島道路寸断に伴う孤立化への対応として船舶、ヘリコプターによる住民避難の実施、加えて幼稚園、保育園、学校では、情報連絡、引渡し訓練が行われ、各園、各校で避難計画に基づく手順の確認が行われます。

（6）避難所設置等の訓練ですが、避難先の自治体が避難所開設、避難住民の受入れを原子力防災アプリを活用して受け入れるほか、要配慮者、視覚・聴覚障害者を想定した受入れ対応訓練も実施します。また、避難所では健康相談窓口も設置され、ダンボールベッドの組立に避難住民に参加

してもらい、さらに、原子力防災に関する講習会も受講してもらうこととしております。

続いては、(7)避難退域時検査・原子力災害医療措置訓練です。こちら、拡充とあるとおり、3ページ、オにあるとおり、避難退域時検査の候補地で、これまでの訓練では実施していない日置市、吹上町内で避難退域時検査訓練を行います。

また、安定ヨウ素剤の配布に係る一連の訓練や、被爆してしまった傷病者への対応訓練も併せて行う予定です。

(8)原子力災害時住民避難支援・円滑化システム活用訓練。この訓練項目でも拡充した訓練を行うこととしており、②避難車両配車システムを使用して、自家用車で避難できない住民のバスなどをウェブ上のシステムで車両を確保し、避難住民のもとへ配車する訓練を行います。これまでは電話で手配する訓練でしたが、今年度はシステムを実際に使用した訓練が加わることになります。

加えて⑧でも新規の訓練があります。原子力防災アプリをスマホに入れている住民が、その情報投稿の機能を使用し、現地の道路災害情報を投稿します。その情報に対し訓練本部が直ちに対応方針を決定し、指令を受けた実動機関が現場に急行して、その障害を除去するまでの一連の動きを確認します。

次に、(9)自衛隊などの実動機関との連携です。消防・警察・自衛隊・海上保安庁と連携した道路啓開・船舶避難・ヘリによる避難・交通誘導・交通規制・車両による広報訓練を実施します。

また①での道路啓開を自衛隊が実施し、開通した道路の奥で倒壊した家屋に閉じ込められた人がいるとの想定で、消防局による救助訓練を実施するため、県と調整を進めております。また、避難待機時検査では、車両の簡易除染と避難地区での残留住民がいらないかどうかの確認でも、実動機関との連携が図られます。

最後の(10)その他の訓練として、記載の訓練も行われます。

次に、資料3で補足の説明をさせていただきます。

この資料は、訓練に参加する市内住民向けの説明資料と同じものを使用しております。

まず4ページを御覧ください。

今回の原子力防災訓練の薩摩川内市分の全体概要です。

左端の列、一番上に事態とありますが、これは

原子力発電所の事故の状況を示す言葉で、警戒事態から下に行くにつれ、事故状況が悪い方向に進展、放射性物質の放出に至ります。

表の真ん中の列がPAZ半径5キロ圏内の滄浪、寄田、水引、峰山地区の住民総勢61名に参加いただき、事態の進行に応じて、最終的には指定した避難所にバス避難していただきます。

表右端の列は、UPZ半径5キロから30キロ圏内の市比野、藤本、野下、朝陽、轟、蘭牟田、里、上甕地区の一部の住民159名が参加して、屋内退避や住民避難訓練が実施されます。

5ページからは訓練の時系列を記載してございます。朝7時に地震が発生。市内で震度6強を観測。発電所内は警戒事態となり、訓練が開始となります。ここでの警戒事態は、震度6弱以上の地震発生と、大津波警報が発令されたことによるものです。

6ページでは、8時35分、発電所は施設敷地緊急事態となり、先ほど来、説明いたしました記載の訓練が行われます。施設敷地緊急事態とは、発電所内の全ての交流電源が30分以上喪失し、運転中、蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した事態となります。

10時には、発電所が全面緊急事態となり、記載の訓練が実施されます。全面緊急事態とは、発電所内全ての交流電源が1時間以上継続して喪失し、全ての非常用直流電源が5分以上継続して喪失した事態となります。

ページが移ります。7ページです。

この後、11時ごろ、先ほど述べた全面緊急事態から24時間を経過したとの想定で、発電所2号機から放射性物質が放出、周辺にそれが沈着し始めたとして訓練が継続されます。

11時40分に、国から一時移転の指示が発出されると、先ほど来説明しました記載の訓練が行われ、18時ごろ訓練が終了予定です。

8ページからは、PAZ、UPZ、甕島住民の訓練の詳細が記載されてあります。

13ページには、原子力防災で使用する用語・言葉の説明が載っております。

資料14ページには、冒頭で説明しました訓練種目とその内容を表にしております。

最後の15ページでは、今回の訓練の県全体の概要が分かる図表となっております。後もって御覧になってください。

○委員長（成川幸太郎）ただいま当局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょうど今、能登半島地震があって、志賀原発がトラブルがあったということで、今回、訓練をするに当たって能登のような地震が起きたら、本当に大丈夫なんだろうかというふうにみんな見ていると思うんですね。その際に、ちょっとPAZの人たちについては、放射性物質が放出しなくても警戒事態ということで、それから警戒事態の次の施設敷地緊急事態、全面緊急事態というのは、放射性物質は出ていなくても避難するということで、そういうふうになっているわけですが、今回の能登のような地震が起きた場合には、こういったやっぱり、避難をさせようということはするということになるんですか。今回の能登はかなりの死亡者が出たり、津波があったり、そして道路が寸断されたりという、非常にいろんな問題が起こっているわけですが、そういうことがあったとしても、この計画自体はこのような計画を進めると、そういうことになっているんでしょうかね。

○防災安全課長（森山勝男）委員、今、質問がありました。原子力災害が起こった、原子力地震が起きたら警戒事態となりますけれども、その後の原子力発電所の事故というか、問題が起これば、こういう計画に基づいて実施をするということになります。警戒事態で施設敷地に緊急事態に至らないという場合は、避難とかそういうことにはならないと考えております。よろしいでしょうか。

○委員（井上勝博）ただ、分からないわけですよ、当初は問題ないと、志賀原発問題ないという報道がされたんだけど、後になって、いろいろトラブルがあるんだよということが後で分かってくるわけですよ。

この訓練自体は、放射性物質が放出する前にPAZ内の人たちについてこうしなさいよというふうになっているわけですよ。出た後じゃもう遅いから、念のためにこういう体制を取るわけですよ。それは、このような能登のような地震が起こったときにも、同じようにするんじゃないということなんですか。

○市民安全部次長（遠矢一星）今回の訓練も、地震との複合災害の訓練になるわけなんですけれ

ども、それぞれ緊急事態、それから施設敷地緊急事態、全面緊急事態といろいろな要件がございます。その要件に該当するのであれば、この原子力防災のほうも発動しながら、自然災害等両方に対応していくという形になっていきます。

○委員（井上勝博）そうすると、例えば仮に志賀原発はいいとして、川内原発で地震が起きて、放射能漏れがあったと。そのときに道路は寸断されている、死者は出ている、津波は発生しているという事態の中でも、こういうようなことを進めなきゃいけないということになっているんですか。

○防災安全課長（森山勝男）井上委員、今おっしゃったように、こういうようなことというのは、この訓練の進め方ということによろしいですか。そのようなことが起これば、この各条件に基づいて、施設敷地内になればこういうこと、全面緊急事態になればこういうことというのが決まっておりますので、そのように訓練でない、避難を進めることになります。

○委員（井上勝博）そうすると、例えば福島の場合なんかは、放射能が漏れたから、消防団が被災された方を救出しようと思って現場に行こうと思ったら、避難しなさいということで、結局その人たちを助けられなかったという事態が起こったわけですよ。だから、これを、事態はどうであろうと、あのような大きな地震が起こった場合には、これをもうとにかくやり切るんだというようなことをすれば、いろんな矛盾も出てくるんじゃないかなと。そもそも道路が寸断されていたらどうするのかという問題とか出てくると思うんですけれども、今の避難計画というのは、能登のようなあんな大きな地震が起きたときには、対応できないというふうなことなんじゃないのかなというふうに思っているんですが、そこは、いや、そんなことはないです、自信を持って対応できるんですということなんじゃないかな。

○防災安全課長（森山勝男）今回の能登半島地震のようなことがこちらで起こったらという質問ですけれども、どのような災害が起こるかというのは、我々も判断というか想像もできないんですけれども、例えば地震が起きたら、それなりの道路の寸断とかも出るでしょうし、津波が発生するかもしれないというのはあるんですけれども、この訓練というのは、あくまでも今この想定に基づいてやる訓練でありまして、もし違う事態が発

生したら、そこに住民がいらっしゃれば避難をさせる、命を守るために行動するというのは当然必要なので、あらゆる手段を使って住民を避難させるということをやると考えております。

○委員（井上勝博）柔軟にしないといかんだろうと、それはそう思うんですね。

今回、志賀原発については放射能漏れはなかったわけですが、訓練自体、訓練じゃない、この原子力防災の基づいた何らかの初動的な、何て言ったらいいんでしょうね、避難はされたんでしょうか、避難の準備とかそういうのは実際行われたんでしょうか、そこはニュースに流れたのかどうか分からないものですから、どうだったんでしょうかね。

○防災安全課長（森山勝男）地震が起きたら警戒事態ということで、原子力発電所も市側も一の自治体も災害対策の準備を整えると思うんですが、そこは多分、ちょっと情報は持っていませんが、確実にされたと思います。電力会社のほうも。ただ、事故の進展にはいたらなかったもので、その避難の準備とかそういったところまでには至っていないのではないかと考えております。

○市民安全部次長（遠矢一星）補足ですが、今日の資料3の13ページをお開きいただきたいと思うんですが、上のほうの段に活動レベルが書いてございます。避難を開始するのはこの中段の施設敷地緊急事態で、これは少しPWR用のものでありますので、Bとは少し違うと思いますが、例えば全ての交流電源喪失が30分以上続いたとか、Pであれば蒸気発生器への全ての給水機能が喪失とか、いろんな項目がございますので、こういった項目にしか原発は今回該当はしてないと思われまいますので、原発における避難ということについては開始はされていないというふうに考えているところです。

○委員長（成川幸太郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）質疑は尽きたと認めます。以上で、令和5年度鹿児島県原子力防災訓練についてを終了します。

△原子力防災訓練の現地視察について

○委員長（成川幸太郎）次に、原子力防災訓練の現地視察についてを議題とします。

それでは、ただいま説明を受けました令和5年度原子力防災訓練について、例年どおり現地視察を実施してはどうかと考えております。

続いては、原子力防災訓練の行程案を書記に説明させます。

○書記（今吉聖人）それでは私のほうから説明をさせていただきます。

御手元の資料に基づき、現地視察の行程について説明いたします。

まず、2月10日土曜日、市役所を出発し、展示館及び川内原子力発電所を視察し、その後、県原子力防災センター、オフサイトセンターにおいて訓練を視察し、そののち、寄田地区において、道路啓開訓練、倒壊家屋からの要救助者の救出訓練などの視察を計画してはと考えております。

また、資料には記載しておりませんが、市役所に帰庁後、希望される方がいらっしゃる場合は、市総合防災センターにおいて、状況等を視察してはと考えております。

なお、時間等についてはさらに調整を図ることとしております。

○委員長（成川幸太郎）ただいまの説明のとおり計画しておりますが、御意見はありませんか。

○委員（森満 晃）確認ですが、この行程でいくと、最初に原子力発電所のほうに行って、一旦オフサイトセンターへ帰ってきて視察して、もう1回、また寄田のほうに行くということですよね。

○委員長（成川幸太郎）そうです。はい。ちょうど道路啓開訓練というのが今回初めてやられる訓練になるので、ぜひそこも視察していただきたいと考えてます。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）それでは原子力防災訓練の現地視察を実施することとし、その行程については先ほど説明のありました内容をもとに調整を行い、委員派遣の手続については委員長に一任いただきたいと思います。ついてはそのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。なお、現地視察の実施については改めて文書でお知らせいたします。

△閉 会

○委員長（成川幸太郎）以上で、日程の全てを終了しました。

ここで委員長報告の取扱いについてお諮りします。

本日の委員会で調査しました事項及び原子力防災訓練の現地視察については、3月定例会において委員長報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、本日の委員会を閉会したいと思います。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、以上で、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会

委員長 成 川 幸太郎